



JALグループ、2015年12月4日～2016年1月6日搭乗分 「特便割引」を届出

2015年9月25日
第 15120号

JALグループは、2015年12月4日～2016年1月6日ご搭乗分「特便割引」の設定を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

各運賃の設定の概要は以下のとおりです。

1. 「特便割引1・3・7」の設定

- (1) 設定期間
2015年12月4日(金)～2016年1月6日(水)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃
別紙をご参照ください。
- (3) 利用条件・取消手数料
JALホームページ <http://www.jal.co.jp/dom/rates/> をご参照ください。

2. 「特便割引21」の設定

- (1) 設定期間
2015年12月18日(金)～2016年1月6日(水)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃
別紙運賃表をご参照ください。
- (3) 利用条件・取消手数料
JALホームページ <http://www.jal.co.jp/dom/rates/> をご参照ください。

以上

◇東京(羽田・成田)、名古屋(中部)、北九州発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。
料金額(1区間あたり) ()は小児
羽田:290円(140円)、成田:440円(220円)、中部:310円(150円)、北九州100円(50円)